

現場代理人の兼務について

令和4年12月8日
茨城県土木部
茨城県農林水産部
茨城県企業局

茨城県土木部、農林水産部及び企業局発注工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、下記のとおりとし、令和5年1月1日以降に当初契約する工事から適用しますので、お知らせします。

記

1 兼務の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、発注者に届け出をすることにより、現場代理人の兼務ができる。なお、現場代理人が作業期間中に現場を離れるときは、連絡員を現場に常駐させなければならない。

- ① 予定価格が4,000万円（税込）未満の工事2件まで。
- ② 契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ③ いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が原則として同一市町村である2件の工事。

※連絡員は元請負人と直接的な雇用関係があること

2 建設業法に規定する技術者等との兼務

- ① 経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者と現場代理人との兼務は、予定価格が4,000万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は2件までとする。

※営業所の専任技術者の場合は、属する営業所と工事現場が茨城県内であること。

- ② 特例監理技術者と現場代理人の兼務は認めない。

3 その他

茨城県土木部、農林水産部及び企業局以外（市町村等）が発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合は、上記1、2の条件を満たした上で、兼務ができる。